

議第34号 呉市墓地条例及び呉市公園墓地条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和元年11月に策定した「呉市営墓地に係る管理運営に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）において、市営墓地の低地部等への集約による管理区域の縮小を図るとともに、墓地使用権の生前指名制度の導入を図ることとしています。

基本方針に基づき市営墓地の管理を進めていく中で、令和4年4月の合葬式墓地の供用開始により市営墓地（蒲刈墓地を除きます。以下同じです。）の返還及び合葬式墓地への改葬に伴う市営墓地の空き区画が増加している一方で、使用者の高齢化に伴い、参拝しやすい区画（低地等）への移動や、使用権の生前承継についての相談も増加している状況となっています。

また、公園墓地については、使用の許可を受けても墓碑の設置がされない区画が多くある一方で、使用者を募集できる空き区画がなく、市民の需要に応えられない状況となっています。

こうした状況に鑑み、市営墓地の管理区域の縮小及び使用者の利便性の向上を図るとともに、公園墓地の区画活用を促進する等のため、所要の規定の整備をするものです。

2 主な改正の内容

(1) 使用面積の増加（第1条関係）

使用面積の増加に係る使用料の算定方法について、現行の規定を分かりやすいものとするため、表現を改めることとします。

(2) 使用区画の変更（第1条関係）

現行の規定においては、災害により被災した墓地の区画については、申出があった場合に変更できることとなっていますが、被災に係る変更に限らず、使用者の利便性の向上に資する使用区画の変更を認めることとします。

(3) 使用権の移転の禁止（第1条・第2条関係）

使用権は、使用者の死亡後に祭祀を主宰する者が承継する場合を除き、移転できないこととされていますが、使用者の高齢、疾病等の理由により使用区画の維持管理が困難になった場合にも、使用権の移転を可能とするほか、所要の規定の整備をします。

(4) 墓地の所在の分割及び追加（第1条関係）

現行の規定において、1か所になっている神原墓地は、地形上は2か所に離れています。それぞれの墓地を条例上も分割することで墓地の場所を分かりやすく示すこととします。

また、吉浦墓地の災害対策に係る砂防えん堤の設置工事に伴い、工所用道路等に係る土地を取得したため、所在を追加することとします。

(5) 使用料等の還付の規定の追加（第2条関係）

公園墓地の区画の活用を促進するため、使用の許可を受けた日から墓碑の設

置をしないまま5年を経過した区画を返還したときには、使用料等の4分の1の額を還付することとします。

3 施行期日

令和5年4月1日